

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆春先に多い消費者トラブル

◆特定商取引法の基礎知識 第5章「不実告知の禁止」

◆「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は要注意！！

◆平成24年度消費生活トピックス

◆未然に防ごう世間の危険

3 March
月号

第36号



春先に多い消費者トラブル

春は、進学や就職、転勤などで新生活を始める方が多い時期です。日頃なじみのない消費者トラブルに巻き込まれることも多いため、注意が必要です。

今回は春先に多い消費者トラブルを2つ御紹介します。よく読んで、注意するだけでなく、周りの方々にも教えてあげてくださいね。

賃貸住宅退去時のトラブル

相談事例

アパートから退去する時に、不動産会社から「ハウスクリーニング代 33,000 円負担するように。」という文書が届いた。今まで震災で壊れた箇所を修理してほしいと何度もお願いしたが、修繕されなかった。その分まで請求されたらどうすればよいか。

皆さんへのアドバイス

- ◆ 賃貸借契約書の内容をよく理解してから契約しましょう。
- ◆ 入居時と退去時は、借主貸主が立ち会って汚れやキズの有無を確かめましょう。
- ◆ 退去後のハウスクリーニング費用については、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にしましょう。

引越サービスのトラブル

相談事例

お任せの引越コースを契約。搬入作業後、収納の手伝いをせずに作業員が帰ってしまった。見積りの説明と違う。また、見積りが間違っていたと追加料金を請求され、不審。

皆さんへのアドバイス

- ◆ 複数の業者から見積もりを取ったり、内容を確認して、信頼できる業者を選びましょう。
- ◆ 荷物が破損した場合など、約款等の定めにより損害を補償してもらえる場合があります。気づいた時点ですぐに業者へ連絡しましょう。
- ◆ 困ったときは、お近くの消費生活相談孫口に相談しましょう。

特定商取引法の基礎知識 第5章「不実告知の禁止」

訪問販売では、事業者は商品等の販売を勧誘する際、又は申込の撤回や解除を妨げるため、契約に関する重要な事項について、不実のことを告げてはいけません。「不実のことを告げる」とは事実と異なることを告げることです。

例えば、事実に反して

「床下が腐っていて、床下換気扇の設置が必要。」（住宅リフォームの勧誘）

「不具合が発生していて、このまま使用を続けると火事になる。」（給湯器の販売勧誘）

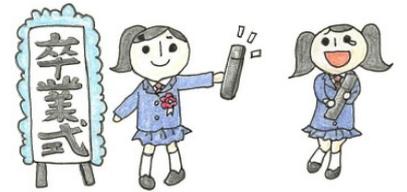
「法律上1年おきに詰め替えの義務がある。」（消火器の販売勧誘）

「アルミ鍋は有害である。」（ステンレス鍋の販売勧誘）

「ご近所はみんなやっている。」（配水管の清掃等の勧誘）

などです。

事業者の言うことに対して「本当かなあ？」と疑問に思ったら、すぐに契約せず、周りの人や最寄りの消費生活センターに相談したり、他の事業者にも確認するなどしましょう！



「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は要注意！！

次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は直ちに使用を中止してください。対象になるのは、下記写真にあるような首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤で、これまで化学熱傷を起こす事故が発生しております。該当製品をお持ちの方は、直ちに使用を止めてください。



- | | |
|---------------|--|
| (1) 製品名 | 空間除菌剤「ウイルスプロテクター」 |
| (2) 製品に関する事業者 | ア 発売元 株式会社ダイトクコーポレーション
イ 輸入元 ERA Japan 株式会社 |

【事例】 除菌剤（プレート型）を首から下げて幼児を抱っこしていたところ、幼児の胸部が体幹接触皮膚炎の重症。〈平成25年2月2日千葉県〉

平成 24 年度消費生活トピックス

4月・5月

- 仮設住宅入居期間延長決定
- 関越道でツアーバス事故
- 天皇、皇后両陛下が来県
- 東京スカイツリー開業

6月・7月

- レバ刺の提供禁止
- 国会の事故調査委員会が原発事故を「人災」と断定
- 九州北部豪雨
- ロンドンオリンピック開幕

8月・9月

- 東北道でツアーバス事故
- 社会保障・税一体改革関連法成立
- 札幌市内などで漬物による集団食中毒
- 消費者教育推進法公布

10月

- 消費者安全調査委員会設置
- iPS細胞を作製した京都大の山中教授がノーベル生理学・医学賞受賞
- 県内でねんりんピック開催
- 犯罪予告メールを送信したとされた男性のパソコンが「遠隔操作型ウイルス」に感染していたことが判明。第三者による「なりすまし」によるものだった。
- 金沢市のホテルでエレベーター事故

11月・12月

- 自動車部品販売を巡るカルテルを結んでいたとして、メーカー5社に再発防止を求める排除措置命令
- 中央道トンネルで崩落事故
- 衆議院総選挙，自民党が政権奪還

1月・2月・3月

- 森雅子大臣来県
- 改正特定商取引法施行
- 東日本大震災から2年



未然に防ごう世間の危険

高齢者を中心とした消費者トラブル防止を目的として、松平健さん扮する「未然奉行」がトラブル未然防止を呼びかけています。



未然に防ごう世間の危険

消費者ホットライン (お近くの相談窓口をご案内します。) 0570-064-370

警察相談専用電話 #9110

金融サービス利用者相談 0570-016-811

ご本人(特に高齢者)はだまされていることに、気づかないことがあります。ご家族やご近所の方にもお知らせください。

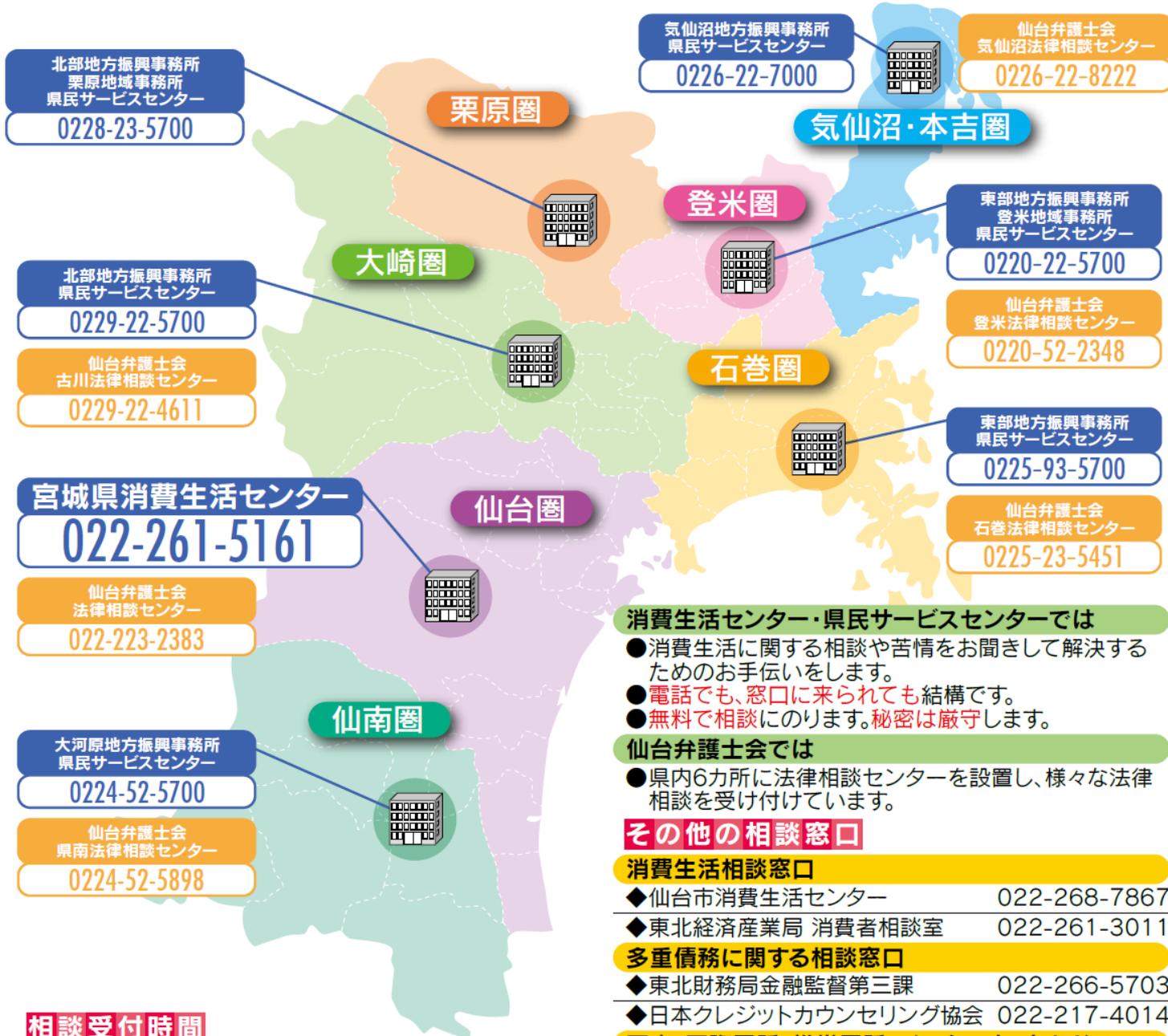
詳しくは、政府広報オンラインを御覧ください。

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/201209/index.html>

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局
情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所
県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。